



無料法律相談所開設

次のとおり無料法律相談所を開設します。金銭・不動産などでお困りの方はお気軽にご相談ください。

- ◆日時 8月19日(水) 午後1時～午後4時
- ◆場所 余市中央公民館2階
- ◆定員 6人。1人の相談時間は30分。

【申込・問い合わせ先】

余市町役場 総務課

TEL 21-2112

※ご利用される方は、事前に申し込みが必要となります。

自衛官を募集します

防衛省では、防衛(医科)大
学校学生・航空学生・看護学生
一般曹候補生及び2等陸・海・

空士を募集します。

職務の内容・応募資格など細部については左記へお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

自衛隊札幌地方連絡部

小樽募集事務所

TEL 0134-22-5521

北方領土問題の早期解決を

わが国固有の領土である択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の北方四島の早期返還の実現は、道民はもとより国民の長年にわたる悲願です。

北方領土返還要求運動が始まってから半世紀以上が経過し、未だに四島の帰属の問題は解決されていませんが、日露政府間における領土問題解決に向けた外交交渉の進展が期待されているところです。

そこで8月1日から31日までの1か月間を「北方領土返還要求運動強調月間」とし、期間中各地でさまざまな啓発活動を展開します。

一日も早い領土問題の解決に向け、返還運動をより一層盛り上げていきましょう。

**「宝くじ助成金」採択で
イベント用テーブル・パラソル等購入**

財団法人自治総合センターが毎年、宝くじの収益で地域の自治活動等を推進するために助成を行っている『コミュニティ助成事業』の要望が今年度も採択され、イベント用のテーブルやパラソルなど約260万円の備品が整備されました。

イベントや各地区・団体が主体で開催するコミュニティ行事などで使用しているテーブルなどは老朽化によりレンタルで対応していましたが、新たなイベント備品の購入によってコミュニケーション活動の活性化に大いに役立つことが期待されます。



今月の納税

納期内完納にご協力ください

国民健康保険税

第2期・納期限/8月25日

町・道民税

第2期・納期限/8月31日

緑の募金

ご協力ありがとうございました

平成21年度の「緑の募金」運動は、5月11日～6月30日まで、小中学校や産業団体など多くの団体のご協力により、**46,156円**の募金をいただきました。

この募金は、(社)北海道森と緑の会へ寄付し、町内の公共施設等の緑化推進に役立てられます。

皆さんから寄せられたご厚意は、様々な「森や緑づくり」に活用させていただきます。皆様のご協力に、心よりお礼を申し上げます。

【積丹町国土緑化推進委員会
積丹町長 松井 秀紀】

第21回

積丹観光フォトコンテスト作品募集

締切/平成21年10月31日(土) [当日消印有効]

■テーマ/積丹の四季

積丹町・神恵内村の四季を通じて自然・風俗をふまえた作品で、季節感を表現しているもの、積丹の魅力を表現したもの。

◇サイズ カラーまたは白黒A4から4つ切りまでのプリント(組写真は不可)

■テーマ/あなたの思い出に残る積丹の風景

思い出に残った積丹の風景を気軽に応募ください。

◇サイズ 2Lプリントしたもの(組写真、画像処理不可)

■応募資格/写真撮影を職業としない方に限ります。応募料は無料。

■応募上の注意/日付の入っていない作品、自作の未発表作品に限ります。入選作品の使用・著作権は主催者に帰属し観光協会のPR活動等に使用させていただきます。入選作品の原版は入賞の通知後に提出して頂きます。デジタルカメラでの入賞作品は、CD-RまたはMO(デジタルデータ種類JPEG、GIF)にて提出して頂きます。提出のない場合は失格となります。被写体のプライバシーや肖像権に十分ご留意ください。原則として応募作品は、返却いたしませんのでご了承願います。

■審査員/写真家 岡本洋典氏

■入賞発表/11月中旬入賞者には直接通知するとともに観光協会ホームページで発表します。(http://www.kanko-shakotan.jp)

[作品提出先 問い合わせ先] 積丹観光協会 44-3715

健康ひろば

住民健診は自分の体の状態を知るチャンスです。健康的な生活を送るために活用しましょう！

■平成20年度国保加入者の健診受診率が後志6位へ■

平成20年度からメタボリックシンドロームの予防・解消に重点をおいた、生活習慣病予防のための「特定健診・特定保健指導」が始まり、その制度の中で、健診等の受診率が目標値を達成しないと平成25年度から国からの補助金が減額され、国保財政に影響を与えることとなります。当町の平成20年度国民健康保険の健診受診率は、後志20市町村平均を10・2％上回り、6位になりました。健康教室や訪問による健康相談へ積極的に参加されたことによるものです。

27.4%
後志20町村
平均17.2%

平成20年度積丹町
特定健診受診率は…

特定健診対象者
(国保被保険者40～74歳の方)
818名のうち**224名**に
受診していただきました!!

特定保健指導対象者 (動機付け支援・積極的支援)	35人	17%
メタボリックシンドローム該当者 (腹囲が女性で90cm以上、 男性で85cm以上)	61人	29%
メタボリックシンドローム予備群	33人	16%

■特定健診を受けると どんないいことがあるのか■

- ① 自分の健康状態を全体的に知ることができる。
- ② 病気を早期発見できる。
- ③ 病気の予防・早期発見により医療費を抑制し、国民健康保険料が上がりなくすむ。

今までは「病院さえ受診していれば大丈夫」、「食習慣は好き放題!」という方も多かったはず。でも、それでは、健康寿命を縮め、楽しい時間が減るだけです。この長寿な時代、今後も医療費がさらに増えることが予測されます。積丹町全体の健康レベルが上がるようみなさんで力を合わせてがんばりましょう!

今月は私が担当します



積丹町住民福祉課
保健師 小林美鈴

■平成21年度の 住民健診について■

住民健診を受診された方も今まで受けたことがない方も、ぜひ受診して下さい。通院していてもある特定の検査のみでは体の健康状態はわかりません。「自分では受けられるの?」「通院しているけど受ける必要があるの?」等よく聞かれますが、人によって違いますので、まずは住民福祉課までご相談下さい。

【相談窓口】

役場福祉課 44-2111
内線 284

〈住民健診の受け方〉

- ◆ 「住民健診」で受ける(9月8日・11日・2月4・5日)
- ◆ 「積丹町立国民健康保険診療所」で受ける(日程は電話相談を)
- ◆ 「バスで行く女性の健診ツアー」で受ける(11月4・21・27日)
詳細は後日、回覧にてお知らせいたします。

わが家のめんこちゃん

今月は平成20年8月生まれのお子さんです

たくま
三上 託摩くん
(平成20年8月22日生・日町町)



高い所が大好き!いつも、ひいちゃんのお仕事の邪魔をしてばかり・・・お姉ちゃん、お兄ちゃんに鍛えられ、わんぱくに育っています。

「元気な体と優しい心を持った、誰からも愛される子に育ててほしいです。」(晃弘さん・育枝さん)

国民年金保険料を納めるのが困難なときは・・・

—保険料の免除制度をご利用ください—

保険料免除制度

国民年金保険料を納めることが困難な方は、本人、配偶者、世帯主の前年の所得が一定額以下の場合に、申請により保険料が免除される制度があります。

■免除となる所得基準■

免除の種類	免除の所得基準額	月額保険料	年金額への反映割合	追納期間
全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円	0円	3分の1	10年以内
4分の3免除	78万円 + (扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等)	3,670円	2分の1	
半額免除	118万円 + (扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等)	7,330円	3分の2	
4分の1免除	158万円 + (扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等)	11,000円	6分の5	

若年者納付猶予制度 (30歳未満の方)

30歳未満の方で本人、配偶者(世帯主の所得審査はありません)の前年の所得がそれぞれ一定以下または失業などにより保険料の納付が困難な方が申請することによって納付が猶予される制度です。(前年所得のめやす額は全額免除と同じです)

学生納付特例制度 (学生の方)

大学、短大、高等学校、専修学校、各種学校等の学校に在学の方が申請することで保険料の納付が猶予される制度です。(前年度所得の審査は本人のみで、前年所得のめやす額は半額納付と同じです。)

【申請手続きは、役場住民福祉課(年金担当窓口)TEL44-2111】